

# 学連スキークラブ規約

## 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本クラブは、学連スキークラブと称する。

また、本クラブの事務局は公益社団法人全日本学生スキー連盟（以下、全日本学生スキー連盟）事務局内におく。

(目的)

第2条 本クラブは、学生スキーヤーのスキー活動への参加機会を増やし、安全で楽しいスキーの普及・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スキー技術の向上、指導および普及
- (2) クラブ員への各種大会、検定会などへのサポート
- (3) 会員相互の親睦
- (4) 全日本学生スキー連盟への協力、参加
- (5) その他本クラブの目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本クラブは全日本学生スキー連盟の所属団体として組織され、運営については全日本学生スキー連盟の教育本部によって行われるものとする。

本クラブの会員は、日本国内の大学（四年制及び医科歯科大学、短期大学、女子大学、大学院）在籍するスキー愛好者の学生で、かつ本クラブの目的に賛同する者とする。

なお、大学院生は当該年度の4月1日現在、28歳以下のものとする。

その他、在学生以外で全日本学生スキー連盟及び本クラブの運営上、役員会で必要と認められたものの入会を是とする。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は所定の入会申込書を事務局に提出し、役員会の承認を得た者とする。

(退会)

第6条 会員が次の各号に該当する場合は、役員会の承認を経て退会とする。

- (1) 会員が退会届けを会長に提出したとき
- (2) 正当な理由なしに年会費が指定期日までに納入されなかった場合
- (3) 本会の名誉を著しく損壊し、本会の目的から逸脱する行為があった場合
- (4) 会員が在籍する大学を卒業、もしくは退学し、会員資格を喪失した場合

(付則)

第7条 この規約は、2018年8月1日から施行する。

## 学連スキークラブ細則

### 第1条 (会費及び入会金)

本クラブの会費は年間5,000円とし、年度当初に速やかに納入する。但し、会費にはS A J 及び全日本学生スキー連盟登録料を含む。

本会の初年度入会金は2,000円とし、入会時に納入する。

### 第2条 (旅費規定)

本クラブを代表して会議等用務のため地区外へ出張するときは、役員会の定めるところにより旅費を支給することができる。

### 第3条 (役員の選出方法)

役員の選出方法はこの細則の定めるところによる。

- (1) クラブ長は原則として全日本学生スキー連盟の会長が兼務する
- (2) 副クラブ長は教育本部長、及び教育部長の2名が兼務することとし、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する
- (3) 事務局長は全日本学生スキー連盟事務局長が兼務する

### 第6条 (指導員、準指導員、検定員検定の受検及び全日本学生スキー技術選手権大会推薦規定)

本クラブの会員が指導員、準指導員、検定員検定の受検、及び全日本学生スキー技術選手権大会予選会の出場を希望する場合は、会長の承認を得て、推薦を受けるものとする。

- (1) 本クラブの会員が指導員、準指導員、検定員検定の受検、及び全日本学生スキー技術選手権大会予選会の出場を希望する場合は、会長の承認を得て、推薦を受けるものとする。
- (2) 上記予選会、各種検定等に出場、参加する際の所属は大学名ではなく学連スキークラブとする